

市民税・都民税の申告はお早めに

2月16日(火)～3月15日(月)

令和2年分の収入等を申告していただく市民税・都民税の申告を受け付けます。

この申告は、令和3年度の市民税・都民税を決める重要な手続きです。該当する方は、期間内に必ず手続きを行ってください。

提出先・問い合わせ 市民税・都民税…市民税課、所得税の確定申告…青梅税務署 ☎22-3185





申告方法等を変更します

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の申告方法は、次の①～③のとおり変更となります。また、④についてもご注意ください。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

※申告の要・不要は、「申告チェックフロー」(6面に掲載)をご覧ください。

※令和3年度市民税・都民税に係る改正点は、市ホームページ(記事ID…28442)をご覧ください。

①		▷ 申告書等は、郵送で提出してください。 ▷ 〒198-8701 青梅市市民税課へ
②		▷ 郵送で提出することが難しい場合は、市役所での申告も受け付けますが、必ず電話で予約してください。(予約していない場合、申告をお断りすることがあります。) ▷ 予約専用電話 ☎24-1010 で市民税課へ
③		▷ 市では、市民税・都民税の申告を受け付けます。 ▷ 所得税(国税)の確定申告は、青梅税務署へ(郵送可)
④		▷ 医療費控除を受ける場合は、必ず「医療費控除の明細書」または「医療費通知」を添付してください。(医療機関の領収書では、受けることができません。)

市民税・都民税の申告が必要な方

次の①または②に該当する方は、市民税・都民税の申告が必要です。

- ① 令和3年1月1日現在、青梅市にお住まいで、次のいずれかに該当する方
 - ▷ 事業所得や不動産所得、生命保険の満期金に係る所得等(給与所得および公的年金に係る雑所得以外の所得)を得たが、所得税の確定申告の必要のない方
 - ▷ 青梅市に給与支払報告書を提出していない事業所にお勤めの方
 - ▷ 収入がなかった方(市内在住の親族の扶養になっている場合を除きます。)
- ② 令和3年1月1日現在、青梅市以外の市区町村にお住まいで、青梅市内に事業所、事務所または家屋敷をお持ちの方

市民税・都民税の申告の必要のない方

次の①～③のいずれかに該当する方は、市民税・都民税の申告の必要はありません。

- ① 所得税の確定申告をする方(確定申告の必要の有無については、青梅税務署へお問い合わせください。)
- ② 収入がなかった方で、市内在住の親族の扶養になっている方
- ③ 収入が給与または公的年金等のいずれかまたは両方のみの方で、支払者から青梅市へ支払報告書が提出される方(支払報告書に記載されている控除以外の控除を受けようとする場合は、申告が必要です。)

市民税・都民税の申告書を送付します

昨年、市民税・都民税の申告をした方には、2月上旬に申告書と「令和3年度市民税・都民税(住民税)申告のしおり」を送付します。

市民税・都民税の申告

郵送による申告

申告書に記入・押印、必要書類(コピー可)を添付し、郵送〒198-8701 青梅市市民税課へ

※午前8時30分～午後5時に連絡可能な電話番号を必ず記入してください。

※申告書、申告のしおりは、市ホームページからダウンロード可

市役所での申告(予約制)

郵送で提出することが難しい場合は、市役所で申告を受け付けます。必ず電話で予約してください。

予約受付日時 2月1日(月)～3月12日(金) 午前9時～午後5時

予約方法 予約専用電話 ☎24-1010 で市民税課へ

※土・日曜日、祝日を除く

申告受付期間 2月16日(火)～3月15日(月)

※土・日曜日、祝日を除く

※2月28日は、日曜日ですが、事前予約により申告を受け付けます。

※予約した日時に申告書等をお持ちのうえ、市役所2階201・202会議室へお越しください。

※予約した日時に来庁できない場合は、改めて予約してください。

申告に必要なもの

- ① 申告書(申告会場にも用意してあります。)
 - ② 認め印
 - ③ マイナンバーカードまたは通知カード(最新の住所や氏名が記載されていない場合は使用できません。)
 - ④ 本人確認書類(運転免許証等の写真のあるものは1点、国民健康保険証等の写真のないものは2点)
 - ⑤ 令和2年中の収入が分かる書類(源泉徴収票、収入明細書、帳簿類 ほか)
 - ⑥ 所得控除等を受けるための書類
 - ▷ 社会保険料控除…健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書、国民年金等の支払いを証明する書類
 - ▷ 生命保険料控除、地震保険料控除…控除証明書(支払証明書)
 - ▷ 障害者控除…身体障害者手帳、愛の手帳、「障害者控除対象者認定書」(6面に掲載)等のコピー
 - ▷ 医療費控除…医療費控除の明細書、医療費通知等(内容が不十分な場合があります。詳細は、事前に市民税課市民税係へお問い合わせください。)、保険等で補填された金額の分かる書類、おむつ代を申告する場合は、「おむつ使用証明書」または「おむつ使用確認書」(6面に掲載)(事前に必ず支払い総額を計算してください。)
 - ▷ 寄付金控除…寄付先からの領収書等
- ※配偶者控除や扶養控除を申告する場合は、配偶者や被扶養者のマイナンバーも記入してください。(下表参照)
- ※その他の控除については、内容によって必要な書類が異なります。詳細は、事前に市民税課市民税係へお問い合わせください。

配偶者のパート収入による控除の範囲と税金(所得控除が基礎控除のみの場合)

パートの年間収入	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者の課税・非課税	
			所得税	市・都民税
100万円以下	適用可	適用不可	非課税	非課税
100万円超 103万円以下				
103万円超 201万6千円未満	適用不可	適用可	課税	課税
201万6千円以上				

※納税者本人の合計所得金額が1千万円を超える場合は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることはできません。